

## 第4章 歯科技工士法

### 2 歯科技工所開設届出事項一部変更届

1 事 案	歯科技工所を開設し届け出た事項に変更を生じた場合、10日以内に届け出る。
2 根拠法令	法21条1項、則13条2項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2（進達1，控1）
5 添付書類	<p>（1）業務に従事する者の変更にあつてはその者の免許証の写<sup>*1</sup>及び本人確認ができる書類（持参のみ）<sup>*2</sup></p> <p>（2）施設の変更にあつてはその構造設備の概要及び平面図</p> <p>（3）法人開設で法人名及び住所の変更にあつては登記簿謄本、株式会社等開設時は登記簿謄本</p> <p>（4）その他、変更内容がわかる書類</p>
	<p>*1：免許証の写 免許証の原本を保健所に持参し原本照合を受けること。</p> <p>*2：本人確認ができる書類 運転免許証又は健康保険証等の本人確認ができる書類の原本</p>
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 進達（台帳整理）
7 審査要領	<p>（1）届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。</p> <p>（2）業務に従事する者と添付の免許証写に相違はないか。</p> <p>（3）運転免許証等本人確認書類は同意が得られれば写しを添付、得られない場合は原本確認の旨を記載。従業員の本人確認においても、管理者が行っていることを確認する。</p> <p>（4）施設の名称は医療法第3条並びに広告関係通知に違反していないか。</p> <p>（5）構造設備は規則第13条の2の規定による構造設備基準に適合しているか（法24条）</p> <p>（6）変更後10日以内の届出が行われてない場合、遅延理由書又は顛末書を添付しているか。</p> <p>* 開設届出済み証は開設届出が済んだ旨の証明であつて、現在の技工所の状態を記載するものではないので、届出済み証の訂正は行わない。</p>
8 備考	

(様式2)

## 歯科技工所開設届出事項一部変更届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所 〒 TEL

開 設 者 (法人であるときは、主たる事務所の所在地)

(フリガナ)

氏 名

(法人であるときは、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり歯科技工所開設届出事項の一部を変更したのでお届けします。

記

1 所 在 地 〒 TEL

2 名 称 (フリガナ)

3 開設年月日

4 変更事項

変更前

変更後

5 変更年月日